

令和5年度

北本市子どもの権利擁護委員
活動報告書

ひみつ
秘密は
まもるよ

どんなこと
でもいいよ

かね
お金は
かからないよ

とまちゃんち



きたもと子どもの権利相談

北本市子どもの権利擁護委員

は じ め に

北本市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 原田 茂喜



北本市子どもの権利に関する条例（以下、「条例」といいます。）は、2022年（令和4年）10月1日に施行されました。施行から約2年が経過しようとしています。施行当初は、まず、市民の皆さんに子どもの権利のことや条例のことを知ってもらいたいと思い、子どもの権利相談を案内するリーフレットや相談カード、ニュースレターなどの配布、市内公共施設等へのポスターの掲示、出前授業、こどもとみどりのフェスティバルなどのイベントへの参加など、様々な普及啓発活動に努めてきました。

さらに、2023年（令和5年）10月には、北本市子どもの権利相談の愛称を募集し、多数の応募作品の中から子どもたちの投票により、「とまちゃんち」に決まりました。「とまちゃんち」は、北本市のキャラクター「とまちゃん」のお家で心配事や悩み事を打ち明けられるイメージを連想させ、親しみやすく、安心して相談できるといことが伝わってくる素晴らしい愛称になったと思います。

北本市子どもの権利相談「とまちゃんち」は、みなさんにとって身近なものになってきたでしょうか。おかげさまで、子どもたちからは、「とまちゃんちのこと、知っているよ。」という声を聞く機会が増えたように思います。

反面、大人には、浸透が不十分なように感じます。イベントなどで「とまちゃんち」を尋ねると「なんですか、それ？」という方もいらっしゃいます。

私は、もっと（もっと、もっと）、大人にも、子どもの権利や権利相談「とまちゃんち」を知ってもらい、相談していただきたいと思っています。

「子どもの権利擁護」と聞くと、言葉がとても難しく、どうすればよいのか分からないと思われる方もいらっしゃると思います。

実は、そんなことは、全くないのです。とても簡単なことです。それは、子どもに「どうしたの？」と聞いてあげることです。

子どもには、子どもの権利条約やこども基本法で「意見表明権」が保障されています。また、北本市子どもの権利に関する条例第11条では「自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重されること。」が定められています。条文の文言を読むと、少し堅苦しく、どうしたらよいか分からないと感じるかもしれません。

しかし、これはかみ砕くと「どうしたの？」と聞いてあげてくださいということ、難しくいっただけのことなのです。

子どもに対して「どうしたの？」と尋ねるこの一言が、「こんなことも相談してもいいのかな」という迷いの枷（かせ）から、子どもを開放してくれるものと考えま

す。大人のみなさんには、「どうしたの？」と子どもに気軽に声をかけ、気にかけていることを伝えてもらいたいと思います。

そうすれば、みどり豊かなまち北本市に、子どもたちの笑顔の花がたくさん咲き誇ると思います。これからも、みなさんと共に、子どもたちの笑顔のために、頑張りたいと思います。

目 次

はじめに

北本市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 原田 茂喜	・ ・ ・ ・ ・	1
----------------------------	-----------	---

I 北本市子どもの権利擁護委員の概要

1 北本市子どもの権利に関する条例制定の経緯及び目的	・ ・ ・ ・ ・	4
2 北本市子どもの権利擁護委員制度	・ ・ ・ ・ ・	5
3 子どもの権利相談「とまちゃんち」	・ ・ ・ ・ ・	7

II 令和5年度の活動状況

1 相談状況	・ ・ ・ ・ ・	10
2 関係機関との連携、調整活動	・ ・ ・ ・ ・	15
3 救済申立ての状況	・ ・ ・ ・ ・	15
4 事例報告	・ ・ ・ ・ ・	16

III 普及啓発活動

1 広報・啓発	・ ・ ・ ・ ・	18
2 講師派遣	・ ・ ・ ・ ・	24
3 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・	25
4 その他の活動	・ ・ ・ ・ ・	25

おわりに

北本市子どもの権利擁護委員 安 ウンギョン	・ ・ ・ ・ ・	27
-----------------------	-----------	----

IV 参考資料

北本市子どもの権利に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	30
北本市子どもの権利に関する条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	39
北本市子どもの権利擁護委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	42

I 北本市子どもの権利擁護委員の概要

1 北本市子どもの権利に関する条例制定の経緯及び目的

「北本市子どもの権利に関する条例」は、令和3年6月、北本市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」が設置され、論議・検討が進められました。

令和4年3月、令和4年第1回北本市議会定例会において、条例案が提案され、議会における全会一致により可決・成立し、同月31日付けで「北本市子どもの権利に関する条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。

この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

基本理念

子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

- 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- 子どもの最善の利益を優先して考慮されること。
- 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

安心して生きる権利

- ・いのちが守られること
- ・愛情・理解をもって育まれること
- ・あらゆる暴力を受けないこと
- ・平和で安全なところで生活できること

自分らしく育つ権利

- ・個性が認められ、人格が尊重されること
- ・学んだり、遊んだり、休んだりできること
- ・自分に関係することについて、自分で決めることができること
- ・地域の活動に参加できること
- ・安心して過ごせる居場所が確保されること

子どもの権利

守られる権利

- ・子どもであることを理由に、大人から差別されないこと
- ・自分の意思や考えが尊重されること
- ・自分に関係する情報を、勝手に集められたり使われたりしないこと
- ・誇りを傷つけられないこと

参加する権利

- ・自分の意見を言えること
- ・自分の意見を言うために、援助が受けられること
- ・仲間をつくって、集まること

2 北本市子どもの権利擁護委員制度

(1) 設置の目的

北本市子どもの権利に関する条例第21条の規定に基づき、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切に擁護・救済することを目的に令和4年10月1日、子どもの権利擁護委員を設置しました。

(2) 子どもの権利擁護委員の職務

子どもの権利擁護委員は、北本市子どもの権利に関する条例第22条の規定に基づき、次の職務に従事します。

ア 子どもの権利に関し、子どもやその保護者、その他の大人が困っていることや悩んでいることなどについて、幅広く相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

イ 子どもを権利の侵害から擁護・救済するため、必要な調査・調整を行います。

ウ イの結果、是正等の措置が必要と認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講じるよう勧告します。また、関係する市の機関以外のものに対し是正等の措置を講じるよう要請します。

エ イの結果、制度の改善が必要と認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求める意見を表明します。

オ ウの勧告、エの意見の内容を必要に応じ公表します。

カ 子どもの権利に関する普及啓発を行います。

(3) 子どもの権利擁護委員の責務

子どもの権利擁護委員は、次の責務を負います。

ア 子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行する。

イ 職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努める。

ウ 職務上の地位を政治的、営利的、宗教的な目的に利用してはならない。

エ 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 子どもの権利擁護委員の体制

子どもの権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市議会の同意を得て市長が委嘱します。

任期は、2年となっております。

氏 名	所 属 等	任 期
はらだ しげき ◎原田 茂喜	弁護士（埼玉弁護士会）	令和4年10月1日から 令和6年9月30日まで
あん 安 ウンギョン	平成国際大学教員	令和4年10月1日から 令和6年9月30日まで

◎印：代表擁護委員

(5) 子どもの権利擁護委員への協力

市の機関は、子どもの権利擁護委員の職務遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければなりません。

市の機関以外のものは、子どもの権利擁護委員の職務遂行に協力するよう努めるものとします。なお、市長は市の機関以外のものに対し、子どもの権利擁護委員の職務遂行に協力するよう要請することができます。

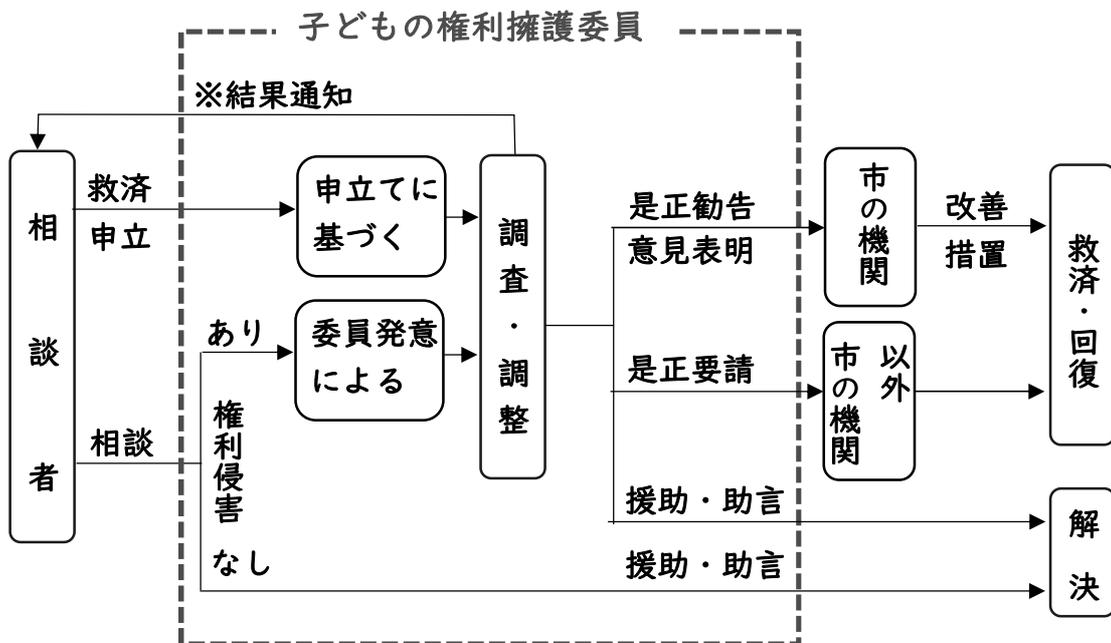
(6) 擁護委員会議

子どもの権利に関する条例第22条に規定する擁護委員の職務の調整等に関する事項等在处理するとき擁護委員会議を開催します。

【令和5年度 擁護委員会議の開催回数】

第1回	第2回	第3回
令和5年6月2日(金)	令和5年7月7日(金)	令和5年8月25日(金)

(7) 権利侵害からの救済の流れ



※調査を実施し、是正勧告・要請、意見表明を行った場合は、救済の申立てを行った相談者等に対し、処理の概要を通知します。

※子どもの権利擁護委員には、擁護委員の職務の遂行を補佐する相談員を設置しております。相談員は相談者からの相談に応じるとともに相談以外の調査・調整等における擁護委員の補助を行います。

3 子どもの権利相談「とまちゃんち」

(1) 子どもの権利相談窓口の設置

子どもやその保護者等から子どもへの権利侵害に関する相談等に応じる窓口を令和4年10月1日に設置しました。

子どもの権利相談窓口では、子どもやその保護者等からの相談に応じて助言や支援を行うとともに、子どもの権利擁護・救済するための調査、調整、勧告、要請、意見表明などを行います。

(2) 子どもの権利相談員の配置

子どもの権利相談窓口に子どもの権利相談員を配置します。子どもの権利相談員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

子どもの権利相談員の主な職務は、次のとおりです。

ア 子どもの権利擁護委員の職務の遂行を補佐します。

イ 子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴きます。

ウ 子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言、援助を行います。

(3) 子どもの権利相談窓口の愛称「とまちゃんち」

子どもたちが、相談・来訪しやすい窓口とするため、相談窓口の愛称を募集し、応募作品の中から子どもたちの投票により、相談窓口の愛称を「とまちゃんち」に決定しました。(令和5年10月決定)

(4) 運営体制

区 分	摘 要
所在地	〒364-8633 北本市本町1丁目111番地 北本市役所総務部人権推進課内
受付時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時30分から午後6時00分まで
相談方法	面談・手紙 北本市役所2階 総務部人権推進課内 子どもの権利相談「とまちゃんち」 電 話 <small>おはなし こーる</small> 0120-0874-56（子ども専用） 048-590-5011 メー ル kodomo-kenri@city.kitamoto.lg.jp
相談体制	・子どもの権利擁護委員 2名 ・子どもの権利相談員 2名又は3名
相談対象	・市内に居住、通勤、通学、通所（入所）する18歳未満の子ども のことであれば、誰でも相談できます。 ・市内の子ども関係施設に通学、通所（入所）する18歳の子ども のことも対象になります。

(5) 相談姿勢・対応

ア 相談に対する姿勢

- ・子ども一人ひとりが権利の主体であることを尊重します。
- ・子どもの最善の利益を優先して考えます。
- ・子どもの成長と発達に配慮して考えます。
- ・子どもの意思を汲み取り大切にします。

イ 相談に対する対応

- ・子どもの権利に関わる相談に応じ、必要な助言、援助を行います。
- ・子どもの権利侵害について、文書や口頭による救済の申立てを受け付けます。
- ・子どもの権利の侵害から子どもの権利を擁護・救済するための必要な調査・調整を行い、問題解決に向けて必要な措置を講じるよう関係機関等に勧告・要請等を行います。
- ・子どもが抱える様々な悩みを広く受け付け、助言・支援を行います。

子どもの権利相談「とまちゃんち」イメージ写真



「とまちゃんち」窓口



(6) 子どもの権利相談の流れ



(7) 相談の方法



(8) 会議の開催

運営会議、ケース会議を毎週金曜日（原則）に開催しております。

【会議の回数】

会議名	開催回数
運営会議	44回
ケース会議	32回

II 令和5年度の活動状況

1 相談状況

(1) 相談状況の概要

ア 相談件数

令和5年度の相談件数は、新規の相談57件、継続の相談43件、延べ100件の相談がありました。

(表1)

【表1 相談件数】

	件数
新規相談	57件
継続相談	43件
計(延べ件数)	100件
R4延べ件数	29件

イ 相談者数

令和5年度の相談者は58人、そのうち令和4年度からの継続相談者1人、令和5年の新規相談者57人でした。(表2)

【表2 相談者数】

	人数
新規相談者	57人
R4からの継続相談者	1人
計(延べ相談者数)	58人
R4新規相談者	11人

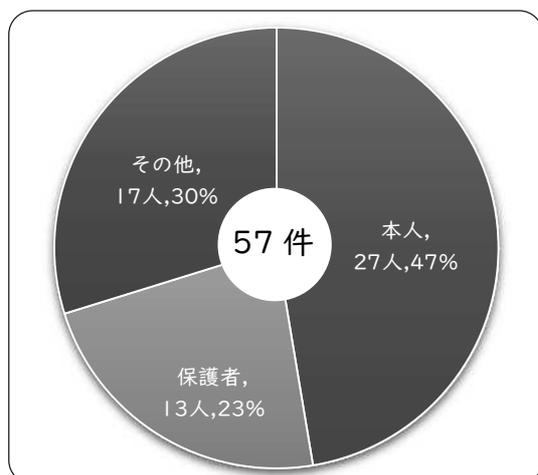
ウ 相談者の内訳

令和5年度の新規相談者の内、本人からの相談27人、保護者等からの相談13人、その他17人でした。また、相談対象者は、小学生35人、中学生13人、高校生3人、その他6人、未就学0人でした。(表3、図1、図2)

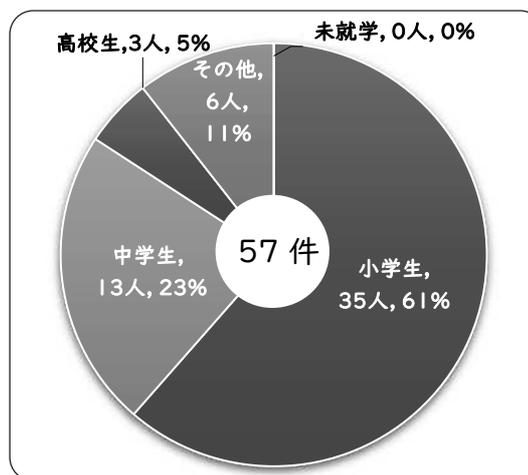
【表3 相談者の内訳】

相談者 対象者	本人	保護者	その他	計
未就学	0	0	0	0
小学生	22	4	9	35
中学生	4	7	2	13
高校生	1	2	0	3
その他	0	0	6	6
計	27	13	17	57
R4計	2	7	2	11

【図1 相談者の内訳】



【図2 相談対象者の内訳】



(2) 相談方法の状況

ア 相談方法

面談 50 件、電話 38 件、手紙 11 件、メール 1 件でした。(表 4、図 3)

全体の半数が面談による相談となります。手紙による相談は、令和 4 年度 0 件であったことを考えると、大幅に増加しております。これは市内の小中学校の全児童・生徒に配付した相談ミニレターによる相談が多くあったことによるものです。

【表 4 相談方法】

	面談	電話	手紙	メール	計
新規相談	35	12	9	1	57
継続相談	15	26	2	0	43
計(延べ件数)	50	38	11	1	100
R4 延べ件数	8	10	0	11	29

イ 相談者別相談の方法

面談による相談は、本人からの相談が 25 件で最も多いのに対し、電話による相談は、本人からの相談が最も少ない 3 件となっており、対照的な結果となっております。(表 5、図 4)

【表 5 相談者別相談方法】 ※延べ件数

	面談	電話	手紙	メール	計
本人	25	3	6	0	34
保護者	14	11	2	0	27
その他	11	24	3	1	39
計	50	38	11	1	100

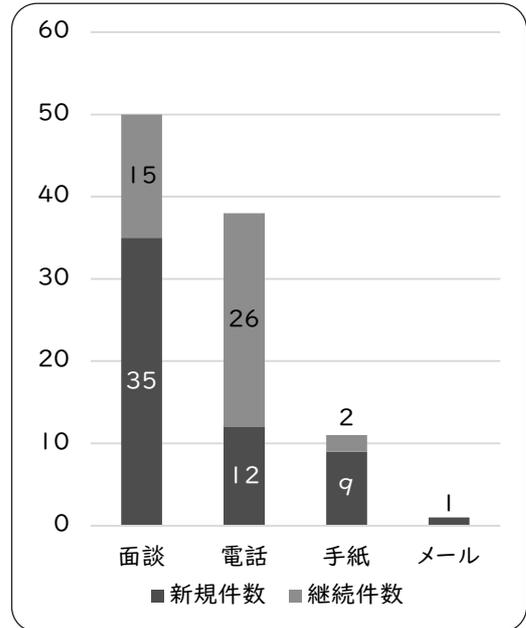
ウ 本人による相談の方法

相談者本人からの相談は、小学生 29 件、中学生 4 件、高校生 1 件、未就学 0 件でした。また、小学生からの相談は面談が最も多く 23 件でした。(表 6、図 5)

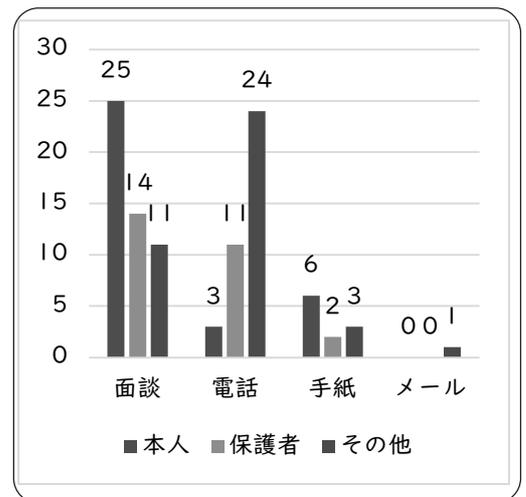
【表 6 本人による相談の方法】 ※延べ件数

	面談	電話	手紙	メール	計
未就学	0	0	0	0	0
小学生	23	2	4	0	29
中学生	2	0	2	0	4
高校生	0	1	0	0	1
計	25	3	6	0	34

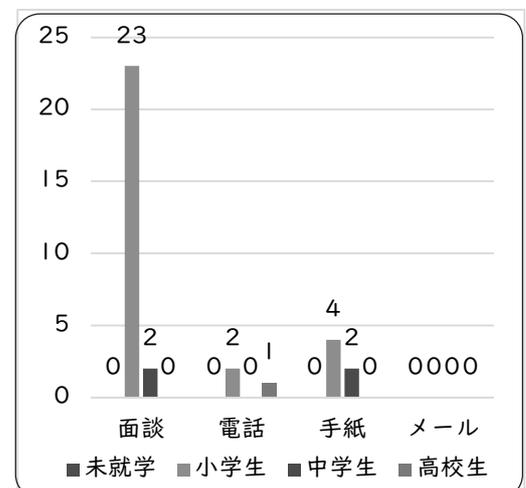
【図 3 相談方法】



【図 4 相談者別相談方法】



【図 5 本人による相談の方法】



(3) 月別の相談状況

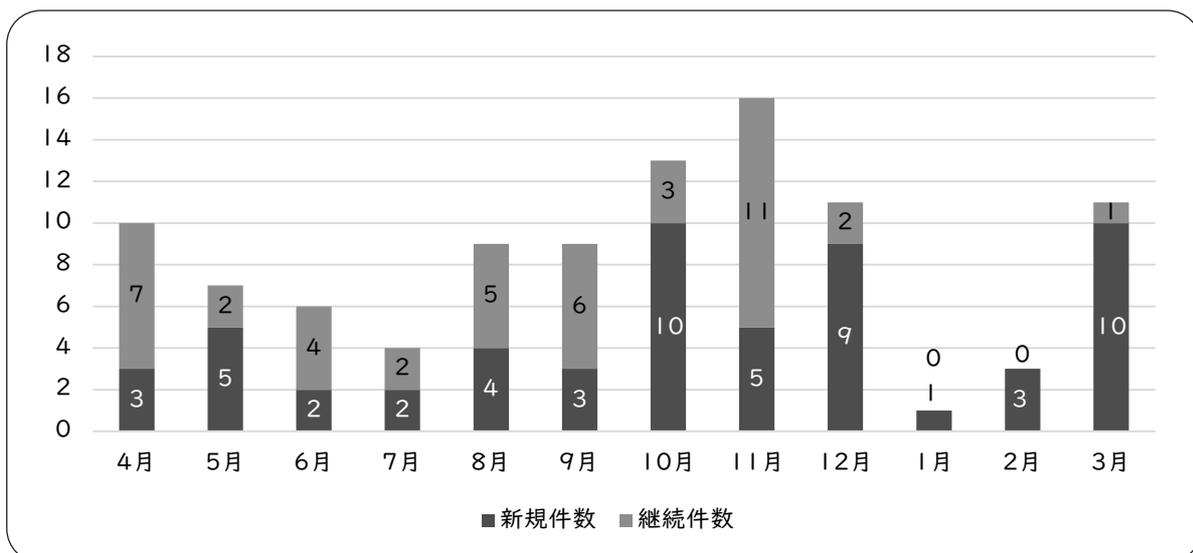
月別の相談のうち、新規の相談が最も多かった月は10月と3月（10件）です。子どもが多く集まる公園や子ども支援団体などに出向き、子どもの悩みなどを聴く機会を多く設けたことが相談件数の増に繋がったものです。また、次に多い12月（9件）は市内の小・中学校等に相談ミニレターを配付したことによるものです。（表7、図6、図7）

【表7 月別相談件数】

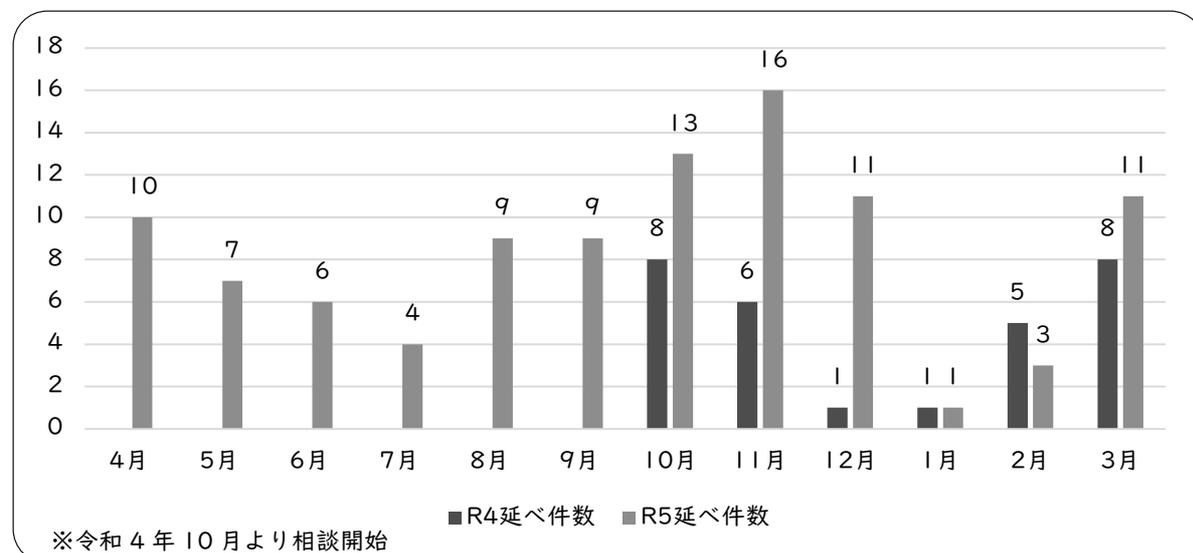
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規件数	3	5	2	2	4	3	10	5	9	1	3	10	57
継続件数	7	2	4	2	5	6	3	11	2	0	0	1	43
計(延べ件数)	10	7	6	4	9	9	13	16	11	1	3	11	100
R4延べ件数	—	—	—	—	—	—	8	6	1	1	5	8	29

※令和4年10月より相談開始

【図6 月別相談数】



【図7 前年度との比較】



※令和4年10月より相談開始

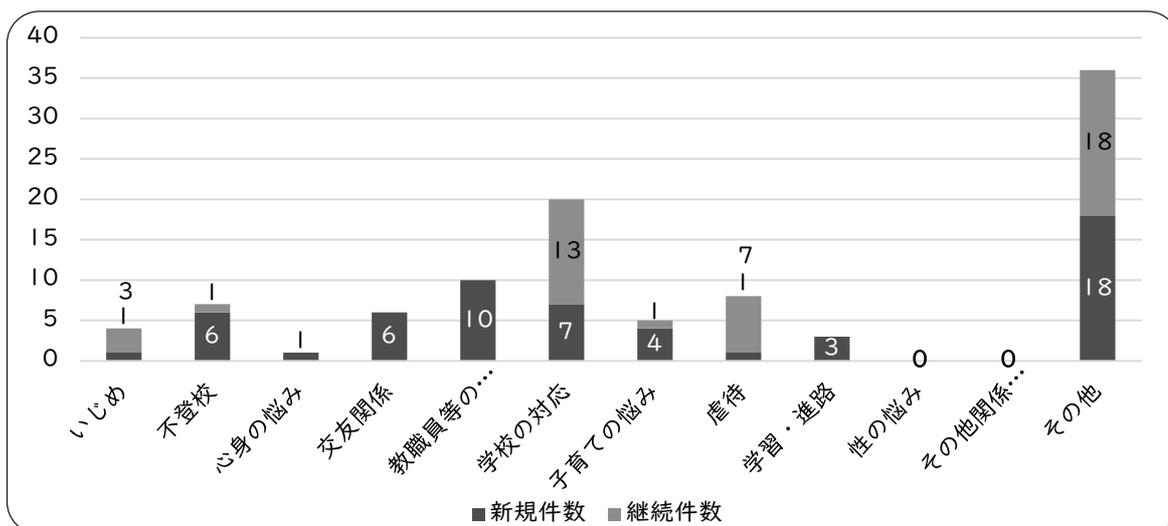
(4) 内容別の相談状況

新規相談のうち、教職員等の指導・対応が10件、学校の対応7件の計17件が学校に関係する相談となっています。また、その他の相談には、家庭の悩みなどがあります。(表8、図8、図9)

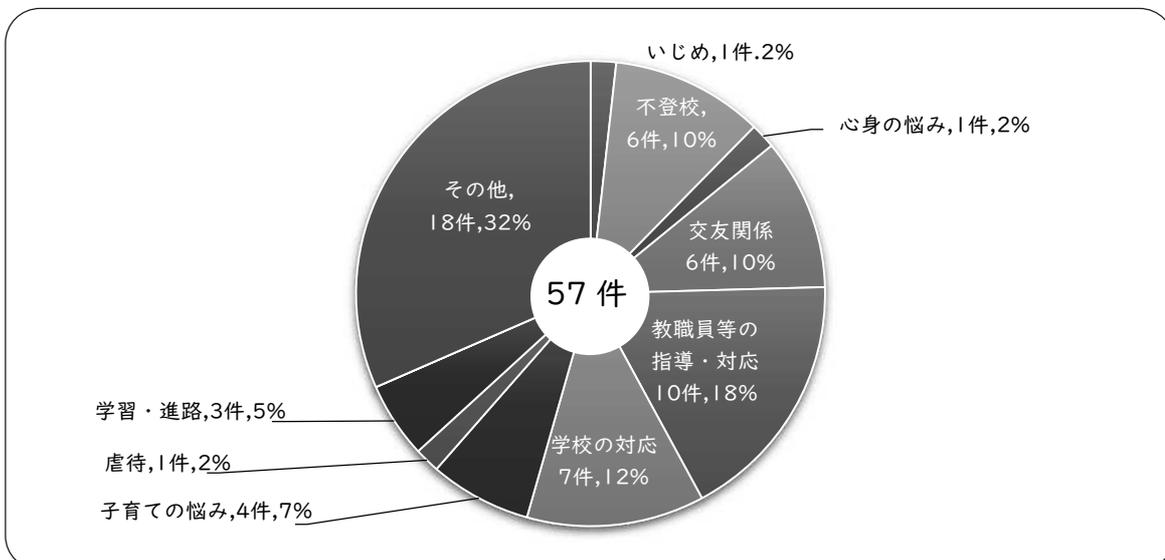
【表8 相談内容別相談状況】

	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員等の指導・対応	学校の対応	子育ての悩み	虐待	学習・進路	性の悩み	その他関係機関の対応	その他	計
新規件数	1	6	1	6	10	7	4	1	3	0	0	18	57
継続件数	3	1	0	0	0	13	1	7	0	0	0	18	43
計(延べ件数)	4	7	1	6	10	20	5	8	3	0	0	36	100
R4延べ件数	3	0	0	2	1	0	2	1	0	0	14	6	29

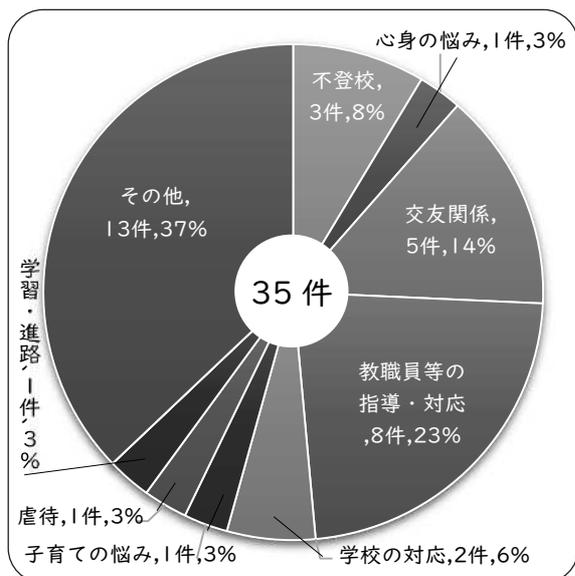
【図8 相談内容別相談状況】



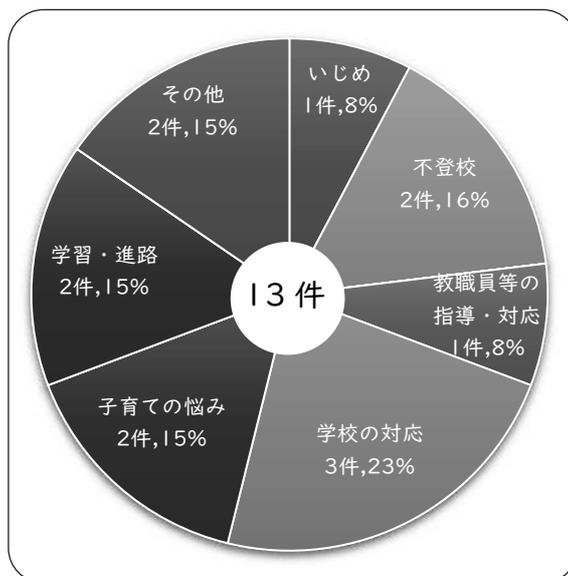
【図9 相談内容別相談状況】



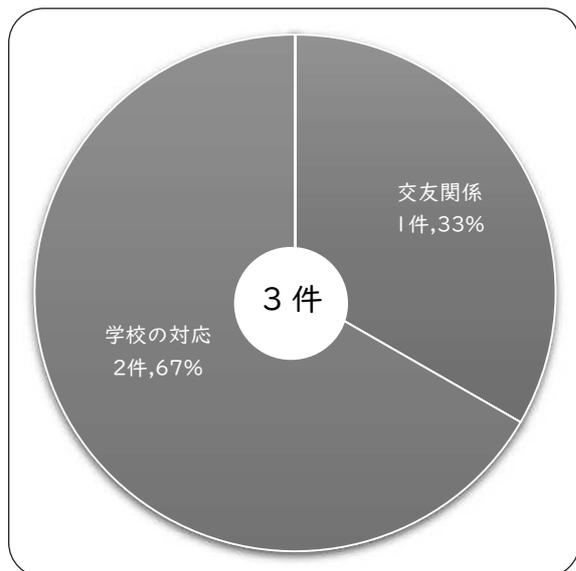
【図 10 小学生の相談内容別相談状況】



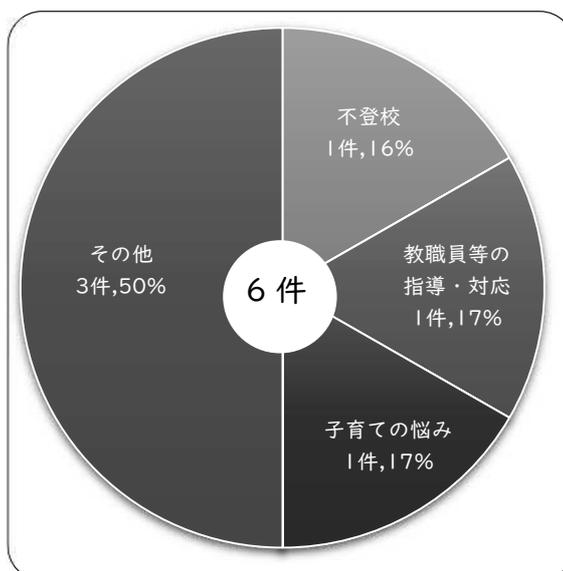
【図 11 中学生の相談内容別相談状況】



【図 12 高校生の相談内容別相談状況】



【図 13 相談対象者その他の相談内容別相談状況】



小学生に関する新規の相談は、35件（表3相談者の内訳参照）です。そのうち、教職員等の指導・対応が8件(23%)、学校の対応が2件(6%)となっており、全体の約3割が学校に関する相談となっております。なお、その他13件(37%)は、家族についての悩みなどの相談となります。（図10）

中学生に関する新規の相談は、13件（表3相談者の内訳参照）です。小学生に関する相談と同様に約3割が学校に関する相談となっております。また、学習・進路などの相談が2件ありました。（図11）

高校生に関する新規の相談は、3件（表3相談者の内訳参照）です。そのうち、学校の対応が2件(67%)、交友関係が1件(33%)となっております。

相談対象者その他は、6件（表3相談者の内訳参照）です。そのうち、不登校、教職員等の指導・対応、子育ての悩みが各1件(16.6%)となっており、相談対象者の年代等が不明な相談となっております。

2 関係機関との連携、調整活動

(1) 関係機関との連携

子どもの権利相談「とまちゃんち」では、子どもの権利侵害からの擁護、救済を図るため、相談内容に応じて子ども関係施設や関係機関と連携を図り、子どもの最善の利益を考慮した対応に努めております。

また、相談者とその相手方の双方に対し、助言や支援、仲介などを行い問題解決に向けた取組みを必要に応じて行っております。

【関係機関との連携状況】

連 携 先	件 数
学校	1
教育委員会	0
幼稚園・保育園等	0
市関係課	1
民生・児童委員	0
その他	0
計	2

3 救済申立ての状況

(1) 権利侵害からの救済申立て

令和5年度の権利侵害からの救済の申立てはありませんでした。

過去の状況は、以下のとおりです。

【救済の申立て一覧】

令和4年度

	案 件 番 号	申 立 て の 概 要	措 置
1	令和5年第1号	発達の遅れを理由に退園を迫る園の対応について	調査・調整・是正要請

4 事例報告

(1) 相談内容

【主な相談内容】

内 容 別	相 談 内 容
いじめ	・ 同級生から嫌なことをされる。
不登校	・ 団体行動が苦手。 ・ コロナ禍による休校を境に不登校となった。
交友関係	・ 友達から悪口を言われる。 ・ 友達を取られた。 ・ 喧嘩をしたくないと思っているのに喧嘩をしてしまう。
教職員の指導・対応	・ 先生がこわい。 ・ 先生の言葉が厳しい。 ・ 先生の機嫌が悪い時があって困る。
学校の対応	・ 行事の練習がきつい。 ・ いじめに対する学校の対応が遅い。 ・ 部活動の方針に不満がある。
子育ての悩み	・ 子の心身発達の遅れが心配。
虐待	・ 虐待の疑いがある。(情報提供)
学習・進路	・ 希望する高校に進学できるか心配。 ・ 勉強の仕方を知りたい。
その他	・ 家族間のトラブル。 ・ 家族の健康が心配。 ・ 家庭の悩み

(2) 相談事例

相談事例は、プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、相談内容等を変更し、作成したものです。

【相談事例】

相談者	本人	年代	高校生
相談の内容別	交友関係	相談方法	電話
主訴	自分の感情をコントロールできるようになって、友達と楽しい学校生活を安心して送りたい。		
相談内容			
自分の感情をコントロールすることが苦手です。 中学生のとき、カッとなって口論となり、友達にケガをさせてしまったことがあります。何が原因で喧嘩になったのかよく思い出せません。高校でも複数回トラブルを起こしてしまいました。 今、仲のよい友達があります。これからも楽しく過ごしていきたいと思っておりますが、何かの拍子で相手を傷つけてしまうのではないかと心配です。自分の感情をコントロールするにはどうしたらよいでしょうか。			

【とまちゃんち】

● 相談者の気持ちに寄り添い、傾聴に努める。



悩みを打ち明けてくれてありがとう。
自分の感情をコントロール出来ずに、大切な友達を傷つけてしまうのではないかと心配なんだね。

● 相談者の意思を汲み取り、子どもの成長と発達に配慮した助言を行う。



まず、自分でも努力しているのだけれど、感情のコントロールが苦手なことを、友達やまわりの人に伝えておいてはどうか。自分が友達やまわりの人を大事に思っていることも一緒にね。
それから、感情をコントロールする力をつけるには、カッとなったときに相手のどんな言葉が嫌だと感じたのか、何に反応してしまったのか、後から紙に書き出してみるといいよ。冷静なときに振り返ることで、自分を客観的に見ることが出来るよ。自分が相手にきつく言ってしまった言葉も、どんな言葉に置き換えたら優しく伝えられたのか考えてみるといいよ。
過去の失敗を振り返り、自分を変えようと思えるあなたは、とても前向きで行動力のある人だと思います。
これからの学校生活、大いに楽しんでくださいね。

Ⅲ 普及啓発活動

1 広報・啓発

(1) 広報啓発活動

子どもたちや市民の皆さんに子どもの権利相談「とまちゃんち」の存在と役割を知ってもらい、子どもの権利の侵害に対する擁護・救済を図るとともに、子どもの権利の侵害に気づき、擁護・救済につながるよう、様々な広報啓発活動を行っております。

【配布・掲示等による広報啓発】

項 目	実施時期	対 象 等
ポスター配布	4月～6月	市役所、文化センター、各公民館、児童館 総合福祉センター
カード、リーフレット、クリア ファイル配付	4月	市内小・中学校、北本高校 児童・生徒
リーフレット配付	5月	民生・児童委員
案内チラシ（ポスターA4版） 配布	5月	新聞折込による市内全域配布
リーフレット、ポスター配布	6月	学習塾、小売店舗
子どもの権利通信配付	7月、9月 12月、3月	市内小・中学校 児童・生徒
ミニレター配付	12月	市内小・中学校 児童・生徒
出張相談案内チラシ配布	1月～3月	児童館、公民館 子ども支援団体、児童委員

【関係機関への訪問】

期 日	訪 問 先	備 考
令和5年 7月14日(金)	市内小・中学校（新校長へのあいさつ）	事業の説明
7月24日(月)	中央児童相談所	事業の説明
9月25日(月)	東松山特別支援学校嵐山学園分校	事業の説明、啓発品の配布
10月 2日(月)	特別支援学校塙保己一学園	事業の説明、啓発品の配布
10月13日(金)	騎西特別支援学校	事業の説明、啓発品の配布
10月20日(金)	騎西特別支援学校北本分校	事業の説明、啓発品の配布
10月23日(月)	川島ひばりが丘特別支援学校	事業の説明、啓発品の配布

【イベントへの参加】

期 日	イベント名	備 考
令和5年 4月29日(土)	こどもとみどりのフェスティバル	啓発品の配布、出張相談
10月 9日(月)	スポーツフェスティバル	啓発品の配布、出張相談
11月26日(日)	北本福祉まつり	啓発品の配布、出張相談

【リーフレット（A4 三つ折り）】

（表）

「こうしたらどうだろう」、「こういうことはできるかな」といっしょに考えます。
関係する人に、あなたの代わりに
気持ちや意見を伝えることもできます。

受けた相談の
秘密を守ります。

北本市
子どもの権利相談
あなたの気持ちを大事にします。
一人で悩まず話してみませんか？

お話し（表）させてね！

相談時間 月～金曜日
（祝日・年末年始は除く）
10:30～18:00

相談方法
電話、来つて話す、
手紙、相談フォーム

子ども専用
0120-0874-56
TEL 048-590-5011

〒364-8633
北本市本町1-111 2階
北本市役所2階 人権推進課

（裏）相談の流れ

どんなことを相談できるの？

どんなことでも相談してね。
「こうしたらどうだろう」、
「こういうことはできるかな」
といっしょに考えます。

学校で
友だちのこと、
先生のこと、
まわりのこと

家で
親のこと、
兄弟姉妹のこと、
自分ごと

その他で
誰か、助けが
ほしいこと
など、何でも
相談してください。

1 「困った」、「つらい」とき
ひとりで悩まず話してね。

2 相談する
あなたの話をじっくり聞くよ。

3 一緒に考える
いろいろな方法についていっしょに考えてみるよ。
どうすればいいかな？

4 伝える、助ける
相談する人、あなたの代わりに
気持ちや意見を伝えることもできるよ。

あなたの気持ちを大事にします。声を聞かせてください。

【ポスター（A3版）】

北本市

子どもの権利相談
けんり そうだん

秘密は、
守るよ

お金は、
かからないよ

どんなこと
でもいいよ

あなたの気持ちを大事にします。
ひとりで悩まず話してみませんか？

お話し（表）させてね！

子ども専用
おはなし こーる
0120-0874-56 TEL 048-590-5011

通話料 無料

相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）10:30～18:00 場所 〒364-8633 北本市本町1-111 2階 北本市役所2階 人権推進課

【カード】

（表）

きたもととし こ けんり そうだん
北本市子どもの権利相談

フリーダイヤル **0120-0874-56**
子ども専用

おはなし こーる
月～金曜日（祝日・年末年始除く）10時30分～18時

（裏）

ひとりで悩まず話してみませんか？

でんわ めんだん てがみ そうだん
電話、面談、手紙、相談フォームで相談ができます。

きたもととしほんちょう
〒364-8633 北本市本町 1-111

きたもとしやくしよ かいじんけんすいしんか
北本市役所 2階 人権推進課
TEL 048-590-5011

あなたの気持ちを大事にします。

【クリアファイル】

北本トイトイメーキャラクター
とまちゃん

きたもととし こ けんり そうだん
北本市子どもの権利相談

あなたの気持ちを大事にします。一人で悩まず、話してみませんか？

受付時間 月～金（祝日除く）10:30～18:00
電話 **0120-0874-56** (子ども用)
048-590-5011 (大人用)

メールでも、会って話すこともできます。

場所 北本市本町1-111 北本市役所2階人権推進課

【子どもの権利通信臨時号】

(表)

令和5年9月発行 北本市子どもの権利協議委員・相談員(小学4年生～中学生用)

北本市子どもの権利相談通信 臨時号

11月20日は、きたもと子どもの権利の日です。

おちやんは、ミルコを救まけてもらった、オムツを取り替えてもらったりしなると一人で生きていけません。子どもは、おちやんの大人へとは長・長年していくもので、成長に向けて、発達段階を命としていくのです。だから、特に、子どもの権利を求めて、子どもを尊重していく必要があるのです。

坂田さん

10月22日に、子どもの権利の日フォーラムがあります。

たくさんのお大人の人へ、子どもの権利について、関心をもってもらったり、理解をもらうための決まりがあります。そのときにみんなが選んだ「子どもの権利条約」の趣意を伝えたいです。次の3つの中から「いいな」と思うものを選んで投票してください。スマホ等からQRコードを読み取りの投票ができます。投票は1回です。

9月30日までに「いいな」と思うなまえに投票してください。

- 1 だい♡ジョ〜フ
- 2 とまちゃんち
- 3 きたもと

公民館でも相談ができます。(出張相談会の案内)

○ 西部公民館	10月 6日(金) 10:30~17:00
○ 南陽公民館	10月 13日(金) 10:30~17:00
○ 見 栄 館	10月20日(金) 10:30~17:00
○ 北陽公民館	9月22日(金) 10:30~17:00
〓	10月27日(金) 10:30~17:00

※ 申込みは、ありません。

(裏)

きたもと子どもの権利の日～クイズで考える子どもの権利～

11月20日(月)は、「きたもと子どもの権利の日」で、国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択された日です。「子どもの権利」についてみんなで考える日にしましょう。

今回は、〇×クイズをお願いします。

- Q1 世界には、子どもの権利を守る「子どもの権利条約」という決まりがある。()
- Q2 日本は、子どもの権利条約に批准(条約を認めて実行しようと承諾すること)している。()
- Q3 子どもの権利条約の4つの柱は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」である。()
- Q4 子どもは、名前守られ成長できる権利はない。()
- Q5 子どもは、遊べる権利はあるが、休んだり、遊んだりする権利はない。()
- Q6 子どもは、あらゆる暴力からまもられる権利はない。()
- Q7 子どもは、自分に関係することについて自由に意見を言うことはできない。()
- Q8 北本市は、子どもの権利に関する条例を制定している。()
- Q9 埼玉県で、子どもの権利に関する条例を制定しているのは、北本市だけである。()
- Q10 北本市には、悩みや困っていることを相談できるところがある。()

答え: Q1:〇、Q2:〇、Q3:〇、Q4:×、Q5:×、Q6:×、Q7:〇、Q8:〇、Q9:〇、Q10:〇

【相談案内】
 電話、相談フォーム、面談、手紙で相談することができます。
 電話番号 0120-0874-56(お金は、かかりません。)
 048-590-5011
 受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)10時30分～18時
 所在地 〒364-8633 北本市本町1-111北本市役所2階人権推進課

【子どもの権利通信 12月号】

(表)

令和5年12月発行 北本市子どもの権利協議委員・相談員(小学4年生～中学生用)

北本市子どもの権利相談通信 第3号

北本市子どもの権利相談室 **とまちゃんち**

子どもの権利相談室の愛称が「とまちゃんち」に決まり、10月22日の「きたもと子どもの権利の日フォーラム」で発表されました。これからはみんなのお話を耳を傾けて、「こうしたらどうだろうか」、「こういうことはできるかな」と一緒に考えます。どんなことでもいいので、気軽に来てください。

坂田さん

愛称の投票に参加してくれた皆さんへありがとうございました。みんなが親しみをもち、相談に来やすい、北本市子どもの権利相談室「とまちゃんち」になっています。次号からは「とまちゃんち通信」になります。これからも応援よろしくお願いします。

安さん

(裏)

皆さん「こども基本法」って聞いたことがありますか。子どものためにいろんなこと(子ども施策)をやるときは「子どもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせること」を第一に考えますと約束した、国が作った決まり(法律)です。その決まりには、国や地域で子どもと関わることをやるときは、子どもの意見を反映させるために様々な方法を考え、実施するようにしています。皆さんの気持ちや思いをもっと言いやすくするためにはどうすればいいか「とまちゃんち」に教えてください。

北本市子どもの権利相談室 **とまちゃんち**

電話 面談 手紙又は とまちゃんちレター 相談フォーム

フリーダイヤル 0120-0874-56
 子ども専用 048-590-5011
 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)午前10時30分～午後6時
 〒364-8633
 北本市本町1丁目111番地
 北本市役所2階 人権推進課

【子どもの権利通信 3月号】

(表)

令和6年3月発行 北本市子どもの権利推進委員・相談員（小学4年生～中学3年生）

**北本市子どもの権利相談
とまちゃんち通信 第4号**

もうすぐ卒業・進級ですね。

別れの季節ですが、また新しい世界や出会いが始まります！

私は、小学生のころ、体が大きく、友だちから柔道や空手の技をけられたりしました。正直、「いやだなあ……。」と、思っていました。仲間外れにされたくないで、笑って『何でもないよ』という顔をしていました。
自分の本当の気持ちを伝えるのは、すごく勇気があると思います。

でも、だれかに、相談したら気持ちがスーッとするとし、一人よりいいアイデアがでます。だれでもいいです。嫌なことがあったら、だれかに相談してみてください。

はらださん（別選委員）

この一年間いろんなところで皆さんと会いました。声をきかせてくれてありがとうございます。子どもアンケート「こんなことで困ってない？」では、「いつも怒られる」、「我慢することが多い」、「遊べる時間、場所」と答えた人が多かったです。とまちゃんち、こうした皆さんの悩みや困惑を受け止めて、一つ一つ解決していきたいと思っています。今年もたくさんの声を聞かせてください。

あんさん（別選委員）

自分らしく育つ権利

守られる権利

参加する権利

安心して生きる権利

※北本市児童福祉課子ども文化のひろば（R1.31）ワーキングカレンダー2024年各月に作成しました。

(裏)

あなたの話をゆっくりききます。こんなことないかな？

やくそくを忘れてしまいます。

自分のカレンダーと家族のカレンダーに書いて、家族に声をかけてもらったらどうかな。

整理整頓ができません。

一つ一つの物をしまう場所を決めて、囲を書いたりしてはって見たらどうかな。

相談してね

とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

おはなしひろば

0120-0874-56

（おとな 048-590-5011）

月～金曜日（休みの日はのぞく）午前10時30分～午後6時

〒364-8633

北本市 本町1丁目 111 番地

北本市役所 2階 人権推進課

秘密は必ず守ります。 あなたの気持ちを大事にします。

【出張相談案内チラシ】

声を聴かせる子どもの権利を大切に！

きたもと子どもの権利
出張相談会

おはなしひろば

きたもと子どもの権利相談「とまちゃんち」

一人ひとりの子どもが自分の声に耳を傾ける大人がいることを知り、一人で悩まずに相談します。楽し（また）充実した生活を送ってほしいと考えられています。

「出張相談会～おはなしひろば」

「話したいけど、遠い、行きづらい」という子どもの声に答えるため、子どもがいる場に出向いていく「出張相談会～おはなしひろば」を実施いたします。子どもたちの言葉が聞き取れる場がほしい。子どもたちの様々な悩みや困惑の解決につながるのではありませんか？

「出張相談会～おはなしひろば」の活動を希望する学校や施設などからのご連絡をお待ちしております。

- ・時間：30分程度（予約可）
- ・費用：ご負担はございません
- ・内容：おはなしひろば（個別相談）
※おはなしひろばの開催

※「北本市子どもの権利条例」について、子どもの目録・見解等について、子どもの権利委員について詳しくはホームページの「出張相談会」をご覧ください。

・お問い合わせ：きたもと子どもの権利推進委員会 電話：0120-0874-56
〒364-8633 北本市本町1丁目111 北本市役所2階人権推進課（出張相談）
E-mail: hokeno@kourei@city.kitami.lg.jp
2120-0297-458（子ども専用フリーダイヤル）

とまちゃんち
きたもと子どもの権利推進委員会

(2) 出張相談の開催

「話したいけど、遠くて行けない」という子どもの声に答えるため、また、多くの子どもから話を聞きたいとの思いから出張相談を実施しました。

公共施設などを中心に出張相談を開催するとともに、子ども支援団体へのあいさつ訪問の際にも子どもや保護者からの相談を受けました。

子どもたちと気軽に話しをすることができ、日頃の困りごとや悩みごとなどの相談を聴くことができました。

【出張相談一覧】

日 時	出 張 先	対 応 者	備 考
令和5年 5月16日(火)	児童館	相談員	雑談形式
6月13日(火)	児童館	相談員	雑談形式
6月20日(火)	児童館	相談員	雑談形式
7月18日(火)	児童館	相談員	雑談形式
8月22日(火)	児童館	相談員	雑談形式
9月 1日(金)	南部公民館	相談員	相談室開設
9月 8日(金)	西部公民館	相談員	相談室開設
9月15日(金)	児童館	相談員	雑談形式
9月22日(金)	北部公民館	相談員	相談室開設
10月 6日(金)	西部公民館	相談員	相談室開設
10月13日(金)	南部公民館	相談員	相談室開設
10月20日(金)	児童館	相談員	雑談形式
10月23日(月)	本町公園	相談員	雑談形式
10月26日(木)	本町公園	相談員	雑談形式
10月27日(金)	北部公民館	相談員	雑談形式
10月27日(金)	本町公園	相談員	雑談形式
10月31日(火)	本町公園	相談員	雑談形式
11月 1日(水)	本町公園	相談員	雑談形式
11月25日(土)	文化センター	擁護委員	土曜相談
12月23日(土)	文化センター	擁護委員	土曜相談
令和6年 2月22日(木)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月 8日(金)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月10日(日)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月14日(木)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月15日(金)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月26日(火)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ
3月27日(水)	子ども支援団体	相談員	訪問あいさつ

2 講師派遣

多くの方が子どもの権利について内容を正しく理解し、子どもがその権利を適切に行使できるよう、子どもの権利に関する講演や研修等の講師を行っております。

(1) 出前講座の開設

「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設けております。担当課からの要請に基づき、子どもの権利擁護委員等を講師として派遣しました。

(2) 講演への参加

子どもの権利に関する講演や研修等を企画する関係団体等からの講師依頼に基づき、子どもの権利擁護委員等を講師として派遣しました。

【講師派遣一覧】

日時	講演テーマ	派遣講師	備考
令和5年 6月23日(金)	石戸小学校PTA ～北本市子どもの権利に関する条例・子どもの権利擁護委員の活動～	擁護委員	出前講座
8月26日(土)	子ども支援団体 ～「子どもの権利条例できたって！ 子どもの権利相談の人権擁護委員に 聞いてみよう」～	擁護委員 相談員	出前講座
10月16日(月)	東小学校 ～子どもの権利と子育て～	擁護委員	子育て講座
10月17日(火)	南小学校 ～子どもの権利と子育て～	擁護委員	子育て講座
10月23日(月)	北小学校 ～子どもの権利と子育て～	擁護委員	子育て講座
10月27日(金)	石戸小学校 ～子どもの権利と子育て～	擁護委員	子育て講座
11月16日(木)	公立保育園 ～職員研修～	擁護委員	出前講座
11月24日(金)	民生・児童委員 ～北本市子どもの権利に関する条例～	擁護委員	出前講座
令和6年 2月2日(金)	東小学校PTA ～こどもまんなか社会ってなあーに～	擁護委員	出前講座

講演中の風景



講演中の風景



3 関係機関との連携

(1) こども応援ネットワーク会議との連携

子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議に参加し、情報の共有や各団体との連携を図っております。

【連携団体】

団 体 名	連 携 内 容
きたもとBASE	会議への参加、イベントへの参加、参加団体との連携

4 その他の活動

(1) 子どもの権利擁護委員活動報告

ア 北本市子どもの権利に関する条例第33条の規定に基づき、令和4年度子どもの権利擁護委員の活動状況について市長に報告しました。

【子どもの権利擁護委員活動報告】

報 告 日	報 告 事 項
令和5年9月5日(火)	令和4年度子どもの権利擁護委員活動状況報告書により報告

イ 子どもの権利の日フォーラムにおいて、令和4年度の子どもの権利擁護委員の活動内容を報告しました。

【子どもの権利の日フォーラム】

日 時	令和5年10月22日(日) 13:30~
場 所	市役所庁舎ホール
内 容	【第1部】令和4年度子どもの権利擁護委員活動報告 報告者 原田擁護委員、安擁護委員 【第2部】基調講演 演題 「子ども基本法と自治体における 子どもの意見表明・参加」 講師 野村武司氏 (東京経済大学教授) 【第3部】子どもの権利相談室愛称発表
参 加 者	擁護委員、相談員、事務局

フォーラムの様子



(2) ワークショップの開催

日 時	令和5年8月29日(火) 午前9:45～
場 所	中丸東小学校学童保育室、他
件 名	きたもと子ども権利タイム@うさぎっ子
参加者	47名
開催目的	子どもと擁護委員・相談員等と一緒に楽しみながら、子どもの権利について「考える・感じる」時間を創る。 子どもの権利相談を身近な場として感じてもらう。
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・権利に関する絵本の読み聞かせ ・権利かるた遊び ・子どもの権利アンケート ・スポーツ、外遊び ・絵描き～自分の気持ちや個性を大事に～

～自分の気持ち～



ワークショップ中の風景



(3) 研修会等への参加

子どもの権利に関する各種研修会等に参加しました。

【参加した研修会等の一覧】

期 日	研修テーマ	参加者	備考
令和5年 10月24日(火)	ヤングケアラーサポートクラス授業参観会 開催：北小学校	擁護委員 相談員、事務局	
10月～12月	子どもアドボケート養成講座【基礎講座】	相談員	講座10コマ
12月23日(土)	情報交換会 不登校・引きこもり親の会	相談員	
令和6年 2月10日(土) 2月11日(日)	「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2023 開催：小金井市	擁護委員 相談員 事務局	
2月24日(土)	不登校からのリカバリーストーリー	擁護委員 相談員	
2月29日(木)	北本市ゲートキーパー養成講座 開催：健康づくり課	相談員	

お わ り に

北本市子どもの権利擁護委員
安 ウンギョン



きたもと子どもの権利相談「とまちゃんち」の活動を始めて2年が経とうとしています。この間、学校、学童保育室、子どもの居場所、またはイベントなどの様々な場面で、子どもや大人に出会い、北本市子どもの権利に関する条例の認知度を高めたり、「とまちゃんち」を気軽に活用してもらったりするための普及啓発活動に力を入れてきました。その一助として、楽しみながら子どもの権利について触れ、権利を身近に感じてもらえるよう、条例で定める子どもの4つの権利についての穴埋めクイズを作成しました。「○られるけんり、あ○し○していきるけんり、○○○らしくそだつけんり、○んかするけんり」というクイズをそれぞれの権利の説明をヒントにしながら、○に入る文字を考え、完成させるものです。「守られる権利、安心して生きる権利、自分らしく育つ権利」は割と簡単に答えられても、子どもも大人も「参加する権利」については苦戦していました。中には「けんかする権利かな？」と答える人も少なくなく、4つの権利の中でも「参加すること」を子どもの権利として結び付ける発想が、最も定着していないと感じました。

1989年、国連総会にて全会一致で採択された「国連子どもの権利条約」に日本政府が批准したのが1994年です。今年がちょうど30年目の節目の年にあたります。日本は子どもの権利条約の推進においては、他国より取り組みが遅いと言われてきました。しかし、近年、こども基本法の制定やこども大綱の策定など、子どもの権利保障について大きな進展がみられます。そういう変化と軌を一にした、子どもの権利に関する条例をはじめとする北本市の子どもの主体にした施策の推進は、県内はもとより県外の自治体などから注目されることでしょう。

国連で定めた子どもの権利条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、人としての権利をもつ主体であることを明確にし、子どもにとって一番よいこと(最善の利益)を探り、実現させる仕組みを共に作っていこうとする世界共通の約束です。そして、国が推進する子どもについての施策や本市の子どもの権利に関する条例の理念は、本条約に則ったものとなっています。

人権意識が高まるなか、子どもの権利の実現に向けた取り組みには、子どもの「参加」は欠かせず、最も重要な課題のひとつとされています。これまで、大人中心の社会づくりにより文化や慣習、あるいは制度として「子どもの声」が重要視されることはありませんでした。今こそ、「子どもの声に耳を傾ける」ことにシフトするときです。「子どもの声に耳を傾ける」とは、子どものあらゆる生活や活動の場において、子ども自身が自分の気持ちや思い、あるいは提案について発表する機会が与えられ、自由に声に出すことが許され、子どもが「社会づくり」に参画している

状況を言います。子どもにとって一番よいと考えられることを、子ども不在で決めるのではなく、子どもの意見を尊重しながら話し合いを重ね、子どもとともに納得のいく解を見い出していくことが大切です。子ども期から主体的に物事に関わる経験の積み重ねが、よりよく生きる力を育み、たくましく成長し、人生の主人公として充実した生活を送ることにつながります。

しかし、この実現には、周りの大人の子どもへの理解が欠かせません。まさに、ここが大人の出番です。子どもに寄り添って話を聴く姿勢、子どもと真正面から向き合う態度、普段からの人格を持った一人の人間としての丁寧な接し方など、子どもに対する真剣さや温かさが求められ、試されています。

また、大人が子どもを見ている以上に、子どもは大人のことをよく見ているのも事実です。子どもは「大人は忙しい」と言った雰囲気を感じると、「これを言ったら迷惑をかけてしまうかもしれないな」と考え、「大人は厳しい、怖い」と感じたり、大人からのプレッシャーに圧倒されたりすると、子どもは大人に相談したくても相談できない状況が生まれます。

このことから、大人が幸せな状態を保ち、穏やかに優しく子どもとふれあえる余裕を持てるということが、「社会づくり」に子どもの参加を促し、充実させていくためにも、とても大事であると考えます。

「子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現すること」を目的として制定された北本市の子どもの権利に関する条例も、まずは大人が幸福感を感じないと実現できないのかもしれませんが。「しんどいな、きついな」と感じ、子どもとのかわりが難しいなと感じた時は、遠慮なく「とまちゃんち」を訪ねてください。「とまちゃんち」は、子どもも大人もウェルカムです！！一緒に話し合い、子どもが幸せな生活を送ることができる社会を作っていきましょう。

IV 参考資料

北本市子どもの権利に関する条例

北本市子どもの権利に関する条例施行規則

北本市子どもの権利擁護委員名簿

○北本市子どもの権利に関する条例

令和4年3月31日条例第8号

北本市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第7条—第11条）

第3章 生活の場における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等（第15条—第20条）

第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等（第21条—第34条）

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証（第35条—第38条）

第7章 雑則（第39条・第40条）

附則

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことなどから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを知り、この権利を使っていくことで、自分らしく生きることができるようになります。そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。

子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく、社会の一員です。自分たちに関

することについて思いを表明することができ、その思いが尊重されるとともに、方針や決まり事を決める過程に参加することができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。

大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。また、大人が子どもの権利を十分に尊重できるようにするためには、子どもに関わる大人も自身の権利が保障され、十分な支援を受けられる必要があります。日本には、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、子どもの権利を大切にすることを約束しています。私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができるようになることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者又はこれ

と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 子ども関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。

(4) 市民 市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者(子どもを除く。)をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。

(7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

(8) いじめ 他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

(1) 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。

(2) 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(3) 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能で最大の範囲において確保されること。

(4) 自らに影響を及ぼす全ての事項に

ついて意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達に応じて、十分に尊重されること。

(5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

(市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的責任を有していることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。

4 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 市は、子どもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

2 市は、子どもの権利の保障に資するため、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(きたもと子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利について、子ども及び市民の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、きたもと子どもの権利の日を設ける。

2 きたもと子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、きたもと子どもの権利の日に合わせて、第1条の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

第2章 子どもにとって大切な権利 (大切な子どもの権利の保障等)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長し、及び発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければならない。

2 子どもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第9条 子どもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだりすること。
- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶ

こと。

(4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。

(5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で決めることができること。

(6) 地域及び社会の活動に参加すること。

(7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第10条 子どもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。
- (5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- (6) 誇りを傷つけられないこと。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第12条 保護者は、その養育する子どもの最善の利益を考慮し、その子どもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、その養育する子どもが権利を行使する際には、その子どもの最善の利益を確保するため、その子どもの年齢及び発達の程度に応じた支援に努めるものとする。

3 保護者は、その養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。

4 保護者及び子どもと同居する者は、その子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 保護者は、その子どもの養育に当たって、市から必要な支援を受けることができる。

(子ども関係施設における権利の保障)

第13条 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができるよう、当該施設の利用環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、当該施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとする。

3 施設関係者は、子どもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

4 施設関係者は、当該施設において、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利

益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとする。

6 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。

7 市は、子ども関係施設の設置者及び管理者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

第14条 市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

4 事業者は、その従業員が安心してその子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、及び支援するよう努めるものとする。

5 市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等

(普及啓発)

第15条 市は、子ども及び市民が子どもの権利を正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、その権利が侵害された場合等には、速やかに子ども及び市民が相談することができるよう、広報等により普及啓発しなければならない。

2 市は、家庭、子ども関係施設、事業者、地域等において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援に努め、及び環境の整備に努めなければならない。

3 市は、保護者及び子どもを支援する者その他子どもの権利擁護に職務上関係のある者に対し、子どもの権利及びその擁護についての理解を深めるため、研修等の機会を提供しなければならない。

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第16条 市は、子どもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。

2 市は、ボランティア活動、国際交流活動その他の子どもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。

3 市は、子どもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(きたもと子ども会議)

第17条 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置することができる。

2 きたもと子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。

(虐待、体罰等及びいじめの防止等)

第18条 市は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

2 市は、市の子ども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、その他の子ども関係施設における虐待及び

体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。

3 市は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。

4 市は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要な子ども及びその保護者に対する支援)

第19条 市は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第20条 市は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 市は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 市は、家庭及び学校のほか子どもが安心して過ごすことができる場の確保に努めなければならない。

4 市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談及び

救済等

(擁護委員の設置)

第 21 条 市長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を置く。

(擁護委員の職務)

第 22 条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て(以下「救済等の申立て」という。)又は擁護委員の発意に基づき、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。
- (3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第 23 条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力を努めなければならない。

2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第 24 条 擁護委員の定数は、3 人以内とする。

2 擁護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者

であって、かつ、次に掲げる者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

- (1) 弁護士又は司法書士
- (2) 大学の教員
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師
- (4) 前3号に掲げる者のほか、子どもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして市長が認める者

3 擁護委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その擁護委員を解職することができない。

5 市長は、前項に規定する場合において、その擁護委員を解職しようとするときは、あらかじめ議会の同意を得なければならない。

(擁護委員への協力)

第 25 条 市の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 市長は、市の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第 26 条 何人も、次に掲げる子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

- (1) 市内に居住する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に掲げる子どもを除く。）に係るもの（相談又は救済等の申立ての原因となった事実が市内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

（調査及び調整）

第27条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要な子ども若しくはその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うとき又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

（調査の対象外）

第28条 擁護委員は、救済等の申立てに係る子どもの権利の侵害が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合

(2) 擁護委員の行為に関するものである場合

(3) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

（勧告等の実施）

第29条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため

の意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第30条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第31条 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第32条 擁護委員は、第27条第1項の規定による調査を実施し、これを第29条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次の各号に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第27条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

(1) 救済等の申立てを行った者

(2) 第27条第2項の同意を得た者
(活動状況の報告等)

第33条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第34条 市長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

2 相談員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談員は、子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

4 第23条の規定は、相談員について準用する。

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証

(行動計画)

第35条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定するに当たっては、子ども及び市民の意見を聴くとともに、北本市子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市は、行動計画及びその実施状況を公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(子どもの権利委員会)

第36条 市長は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの

権利の保障の状況を検証するため、委員会を置く。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

3 委員は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の職務)

第37条 委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 子どもの権利に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) 子どもの権利の保障の状況の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利に関する施策の充実に関すること。

2 委員会は、必要があるときは自らの判断で、前項に掲げる事項に関して調査

審議することができる。

3 委員会は、前2項に規定する調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求め、又は出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第38条 委員会は、前条の調査審議の結果について、市長その他の執行機関に答申等をするものとする。

2 市長その他の執行機関は、委員会から答申等を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

北本市子どもの権利に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定するこれと等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が18歳で、子ども関係施設に入所し、通所し、又は通学する者をいう。

(きたもと子ども会議)

第3条 条例第17条第1項に規定するきたもと子ども会議(以下「子ども会議」という。)の委員は、市長が任命する。

2 市長は、子ども会議の委員の候補者を公募するものとする。

3 子ども会議の委員は、議長の選出の方法、議事の進行の方法、採決の方法、意見の提出の方法及び意見をまとめ市長その他の執行機関に提出するための方法を定めるものとする。

4 子ども会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

5 この条に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、子ども会議の委員が協議して定める。

(代表擁護委員)

第4条 北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定める。

2 代表擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 次条に規定する擁護委員会議の招集、議事運営等に関すること。

(2) 擁護委員相互の連絡調整に関するこ

と。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ次条に規定する擁護委員会議で定める擁護委員が、その職務を代理する。

(擁護委員会議)

第5条 次の事項を処理するため、擁護委員会議を設置する。

(1) 条例第22条に規定する職務の調整等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、擁護委員が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、擁護委員会議に関し必要な事項は、擁護委員が協議して定める。

(口頭による申立ての手続)

第6条 擁護委員又は条例第34条に規定する相談員は、口頭による救済の申立てを受けた場合は、口頭による救済に係る記録を作成しなければならない。

(身分証明証の提示)

第7条 条例第27条第4項又は第5項に規定する説明要求等は、擁護委員が行うものとし、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

2 相談員は、前項に規定する説明要求等を行う擁護委員の補佐をするときは、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

(活動状況の報告)

第8条 条例第33条に規定する報告は、次の事項に関し、一の擁護委員につき、報告書その他これに類する書類を作成し、市長に報告するものとする。

(1) 擁護委員が受け付けた相談及び申立

てに関する概要

- (2) 擁護委員が実施した調査に関する概要
- (3) 擁護委員が実施した助言その他の援助、調整、是正等の勧告又は要請の概要及び措置等の報告に関する概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会議において市長に報告することが必要と認められること。

(北本市子どもの権利委員会の委員長及び副委員長)

第9条 北本市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の委員)

第10条 条例第36条第3項に規定する人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学の教員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議は、委員長が招

集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(公表)

第12条 条例第31条第3項、第33条、第35条第3項及び第38条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(通知等の方法の特例)

第13条 擁護委員は、申立人から希望があった場合であって、擁護委員が適切と認めたときは、この規則に定める様式によらないで通知等を行うことができる。

(文書等の様式)

第14条 条例の施行のため必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	文書の種類
1	子どもの権利侵害救済等申立書（条例第26条第2項の申立書）
2	口頭申立記録書（条例第26条第2項の口頭申立記録書）
3	相談及び救済等の申立て引継通知書（条例第26条第3項の通知書）
4	同意書（条例第27条第2項の同意書）
5	調査中止（打切）通知書（条例第27条第3項の通知書）

6	説明要求等通知書（条例第27条第4項の通知書）
7	説明要求等依頼書（条例第27条第5項の依頼書）
8	身分証明証（第7条の身分証明証）
9	是正勧告書（条例第29条第1項の勧告書）
10	意見書（条例第29条第2項の意見書）
11	是正等要請書（条例第30条の要請書）
12	是正等又は改善の措置の状況についての報告要求書（条例第31条第1項の要求書）
13	是正等の措置についての報告書（条例第31条第2項の報告書）
14	是正勧告通知書（条例第32条の通知書）
15	意見表明通知書（条例第32条の通知書）
16	是正要請通知書（条例第32条の通知書）
17	是正等の報告通知書（条例第32条の報告書）
18	活動報告書（条例第33条の報告書）

北本市子どもの権利擁護委員名簿

職 名	氏 名	役 職 等	任 期
北本市子どもの権利 擁護委員	原 田 茂 喜	弁護士（埼玉弁護士会）	令和４年１０月１日から 令和６年９月３０日まで
	安 ウンギョン	平成国際大学 教員	令和４年１０月１日から 令和６年９月３０日まで

令和5年度
北本市子どもの権利擁護委員活動報告書
令和6年7月 発行

北本市子どもの権利擁護委員
北本市子どもの権利相談「とまちゃんち」
〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市役所 総務部 人権推進課内
TEL 048-590-5011
フリーダイヤル 0120-0874-56